

業 務 等 回 答 書

提出日：令和 7 年 3 月 1 7 日

発 注 機 関 名	長野県 障がい者支援課様	公 告 日	令和 7 年 3 月 7 日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和 7 年度障害福祉サービス事業所台帳システム改修委託業務		
質 問 内 容	○費用の上限額：1,842,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）について 上記上限額については以下業務の初期導入費用と理解しており、令和 7 年度の保守を含む A S P サービス利用費用（9 ～ 3 月）は含めれていない認識ですが、正しいでしょうか？ 【初期導入業務の範囲】 （1）クラウド（ASP サービス利用）環境構築 （2）データ移行 （3）操作研修 （4）操作マニュアル作成（提供） （5）システム利用可能なライセンスの提供		

回答日：令和 7 年 4 月 1 日

回 答	○費用の上限額：1,842,000 円について 「費用の上限額：1,842,000 円」には、令和 7 年度の保守を含む A S P サービス利用に係る費用（令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月）は含まれておりません。 なお、「選定基準」で示している通り、令和 7 年度の運用費等を含めた総額（制度改正に伴う費用見込みも含む）及び令和 8 年度以降の 1 年間の運用費見込みを評価基準にしておりますので、プレゼンテーションの際に別途示してください。
-----	---

様式第 7 号（第 18 第 2 項）

業 務 等 回 答 書

提出日：令和 7 年 3 月 1 9 日

発注機関名	長野県 障がい者支援課様	公 告 日	令和 7 年 3 月 7 日
業 務 名 業務箇所名	令和 7 年度障害福祉サービス事業所台帳システム改修委託業務		
質 問 内 容	○仕様書 6ページ目 の11 システム要件について、 「クライアント端末数に上限は設けないこと。」とありますが、上限を設けない意図（理由）を教えてください。 ○公告 4ページ目の 6 企画提案書の作成・提出 企画書提出の際（様式第 8 号の附表又は任意様式でも可）とありますが、任意様式で提出する際は、様式第 8 号の附表の提出は不要の認識で相違ないでしょうか。また提出が必余の場合、提出者名は、当社の代表取締役の提出でよろしいでしょうか？又は担当者でしょうか？		

回答日：令和 7 年 4 月 1 日

回 答	○仕様書 5 ページ目の 11 システム要件について 今後、担当職員数が増加する可能性があるため、その対応が可能であることが必要と考えております。現時点で増加数が見込めないため、上限を設けないことを求めています。 ○公告 4 ページ目の 6 企画提案書の作成・提出 企画書を様式第 8 号の附表ではなく、任意様式で提出する場合でも、企画提案書（様式第 8 号）は提出してください。また、提出者名は参加申込書と同様にしてください。
-----	--